

議案第 9 号

山都町行政区設置条例の一部改正について

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 1 1 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

行政区の区域等の統合に伴い、山都町行政区設置条例（平成 2 8 年山都町条例第 8 号）の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例

山都町行政区設置条例（平成28年山都町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

北中島第1	1区 大星上、1区 大星下、1区 小星、1区 起福、1区 田井原、1区 野中、1区 長畑、1区 瀬戸、1区 十田里、1区 山中、1区 下鶴上、1区 下鶴下
-------	---

」

を

「

北中島第1	1区 大星上、1区 大星下、1区 小星、1区 起福、1区 田井原、1区 野中、1区 瀬戸長畑、1区 十田里、1区 山中、1区 下鶴上、1区 下鶴下
-------	---

」

に、

「

菅尾1	塩原、菅尾南、菅尾北
菅尾2	下塩出、上塩出

菅尾 3	大久保、米山、大迫
菅尾 4	今南、今北、今滝下、今団地、神ノ木、八矢

」
を
「

菅尾	塩原、菅尾南、菅尾北、下塩出、上塩出、大久保、米山、大迫、今南、今北、今滝下、今団地、神ノ木、八矢
----	---

」
に、
「

伊勢	旅草
長谷	目細、稲生、倉木山
玉目	伊野、玉目、宿の谷

」
を
「

長谷	旅草、目細、稲生、倉木山、伊野、玉目、宿の谷
----	------------------------

」
に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

山都町行政区設置条例(平成28年条例第8号)新旧対照表

現行		改正後（案）	
(名称及び区域) 第2条 行政区の名称及び行政区を構成する区域は、次のとおりとする。		(名称及び区域) 第2条 行政区の名称及び行政区を構成する区域は、次のとおりとする。	
行政区	区域	行政区	区域
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
北中島第1	1区 大星上、1区 大星下、1区 小星、1区 起福、 1区 田井原、1区 野中、 <u>1区 長畑、1区 瀬戸、</u> 1区 十田里、1区 山中、1区 下鶴上、1区 下鶴下	北中島第1	1区 大星上、1区 大星下、1区 小星、1区 起福、 1区 田井原、1区 野中、 <u>1区 瀬戸長畑</u> 1区 十田里、1区 山中、1区 下鶴上、1区 下鶴下
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
菅尾1	<u>塩原、菅尾南、菅尾北</u>	菅尾	塩原、菅尾南、菅尾北、 <u>下塩出、上塩出、大久保、米山、大迫、今南、今北、今滝下、今団地、神ノ木、八矢</u>
菅尾2	<u>下塩出、上塩出</u>		
菅尾3	<u>大久保、米山、大迫</u>		
菅尾4	<u>今南、今北、今滝下、今団地、神ノ木、八矢</u>		
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
伊勢	<u>旅草</u>	長谷	<u>旅草、目細、稲生、倉木山、伊野、玉目、宿の谷</u>
長谷	<u>目細、稲生、倉木山</u>		
玉目	<u>伊野、玉目、宿の谷</u>		
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)